事 務 連 絡 平成 28 年 12 月 26 日

横浜市及び川崎市に直接請求される 柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師 各位

> 横浜市健康福祉局医療援助課 川崎市こども未来局こども家庭課

横浜市及び川崎市小児医療費助成制度の対象拡大についての協力について(依頼)

日頃から横浜市及び川崎市の医療費助成事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、かねてから小児医療費助成制度の対象拡大についてお知らせいたしましたが、今回「申請書の記入方法や請求方法」についてお知らせいたします。

対象者の拡大に伴い「通院1回500円まで」(施術1回500円まで)、「公費負担者番号」 の追加となりますので、申請書の作成をコンピューターシステムで行っている場合に、設 定の変更の必要がある場合はシステムの設定変更をお願いいたします。

本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

添付資料

- 1 横浜市・川崎市の直接請求支払の概要
- 2 請求要領
- 3 (乳)医療証様式
- 4 柔道整復施術療養費支給申請書
- 5 一部負担金ありの医療証の提示がある場合のQA

横浜市健康福祉局医療援助課

担当:丸山・垣内・荻久保・神馬

TEL: $(045)671-4114\sim6 \cdot FAX: (045)664-0403$

E-mail: kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

川崎市こども未来局こども家庭課

担当:平山·戸田

TEL: (044) 200-2695 • FAX: (044) 200-3638 E-mail: 45kodoka@city.kawasaki.jp

横浜市・川崎市の直接請求支払の概要

横浜市・川崎市では、平成29年4月1日の診療分から、小学4・5・6年生については、通院1回(施術1回)の負担上限額を500円までとし、500円を超える額を助成することになりました。 ※保護者の方の市民税が非課税の場合は、無料です。

1 通院の助成内容

施術1回につき、下記から500円を除いた額を助成します。

- (1) 保険給付対象の一部負担金額
- (2) 公費負担医療に対する一部負担金額
 - ・公費負担医療の適用後の自己負担額

2 対象医療機関等

柔道整復師の施術、鍼灸、あんま、マッサージ師の施術

3 一部負担金額の徴収

「自己負担上限額(一部負担金):通院1回につき500円※入院、調剤は一部負担金なし」と記載された医療証の提示があったものについては、一部負担金を徴収してください。

(1)施術の場合

施術1回につき、500円まで徴収します。500円を超える額が助成対象となります。

- ・一部負担金額(3割分)が500円に満たない場合は、助成の対象になりません。
- ・窓口での徴収は、500円に満たない場合は1の位を四捨五入しての徴収となります。

4 診療報酬請求書の請求先(従前のとおり変更ありません)

横浜市の場合は、横浜市健康福祉局医療援助課 川崎市の場合は、川崎市こども未来局こども家庭課

5 支払方法(従前のとおり変更ありません)

指定された口座に振り込みます。

請求要領

請求方法
従前と同様

2 公費負担者番号の設定

法別番号を「81」とし、平成 29 年 4 月施術分からの公費負担者番号を以下のとおりとします。 一部負担金のある医療証の番号が新たに追加になりました。

	一部負担なし(既存)	一部負担あり(新規)		一部負担なし(既存)	一部負担あり(新規)
鶴見区	81144016	81144511	金沢区	81144107	81144602
神奈川区	81144024	81144529	港北区	81144115	81144610
西区	81144032	81144537	緑区	81144123	81144628
中区	81144040	81144545	青葉区	81144172	81144677
南区	81144057	81144552	都筑区	81144180	81144685
港南区	81144065	81144560	泉区	81144164	81144669
保土ヶ谷区	81144073	81144578	栄区	81144156	81144651
旭区	81144081	81144586	戸塚区	81144131	81144636
磯子区	81144099	81144594	瀬谷区	81144149	81144644

	一部負担なし(既存)	一部負担あり(新規)
川崎市	81145005	81145500

※横浜市は、81144511~8144685(18個)を、 川崎市は、81145500(1個)を追加します。

※横浜市請求コードは、従前のとおり「81144008」となります。

3 申請書の作成

別添「柔道整復施術療養費支給申請書」をご参照し作成してください。

(乳)医療証様式

1. 横浜市医療証

【1】一部負担あり

村	黄 浜	ī	ħ	(孚	L)	多	Ē	療	Ē	Œ	
公費	負担者番号	8	1	*	*	*	*	*	*		
受約	合者番号	1	2	3	4	5	6	7			
対象:	住所										
小児	氏名										
	生年月日			年	:	月		日	性別		
有	効期間			年 年		月 月			から まで		
	負担上限額 部負担金)		通院1回につき500円 ※入院、調剤は一部負担金なし								
季	行者		横 浜 市 長								
発	行区課		00	区保	険年	金課			印		
交付	1年月日			年		月		日			

【2】一部負担なし

村	黄 浜	ī	ħ	(孚	L)	色	<u> </u>	療	Ē	Ē
公費負担者番号		8	1	*	*	*	*	*	*	
受絲	合者番号	1	2	3	4	5	6	7		
対象	住所									
小児	氏名									
	生年月日			年	:	月		日	性別	
有効期間				年 年		月 月		日日	から まで	
自己負担上限額(一部負担金)						0円				
ž	Ě 行者		横	浜	市	長				
発	行区課		00	区保	険年	金課			印	
交付	寸年月日			年		月		日		

2. 川崎市医療証

【1】一部負担あり

	乳		医		療		įį	E			
負担	旦者番号	8	1	1	4	5	5	0	0		
受約	合者番号	1	2	3	4	5	6	7			
乳幼	住所										
児等	氏名										
	生年月日										
申	請者氏名										
ŧ	勃期間				<u></u> ≢ €	月月		日日	か ま	-	
年 月 日 記 自己負担上限額 (一部負担金) ※入院、調剤は一部負担金なし											
	上記の者は、川崎市小児医療費助成条例により医療費の一部を 川崎市が助成する者であることを証明します。								を		
					Ш	崎	市	· :	Ę	ЕP	
Ŕ	を付年月	B				年	ļ	1	日		

【2】一部負担なし

_												
(乳		医		療		ā	E				
負担	2者番号	8	1	1	4	5	0	0	5			
受約	含者番号	1	2	3	4	5	6	7				
乳幼	住所											
児等	氏名											
	生年月日											
申	申請者氏名											
有	有効期間				F F	月月		日日	かき	_		
	負担上限額 部負担金)					0円						
	己の者は、 市が助成す							り医症	寮費σ	一部	き	
					Ш	崎	市	ī ;	Ę	E[:	I	
交	付年月	Β				年	,	₹	日			

		復 悔	徐 返	表	. 連	阜 卡	经	由	詰	聿	都道所番	府県 号	施徘	が機関コー	ード					_
来 追 全 12 加 加 掠 食 負 又 和 中 請			_																	
八 典 5 小				<u> </u>	<u></u>	味ので	$\downarrow \downarrow$						<u> </u>	[]	,,, I.	I	1 -	1.	.I	_
$\widehat{\mathbb{D}}$				給者看	番号①)					150			単1.単 一併 2.2 ²	単独 本 学 家			一 給付	10	•
2)		<u> </u>		公貨賃給者看	₹担医 番号②	.旗の文	<u> </u>		igspace		別 4.国	₫ 5.ì	艮 6.後期	分 分 3.3 ^c	併分	6.家族	0.高	7 合	8	· —
	· ·	氏夕					住													
				-	公	·費負扣	 医療σ)受給;	者番号	(フ桁):	を記載し	てく	ださい。	E者	行為外	の原因	による			_
			「0円」の均	易 1「		XX.	, <u> </u>	~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u>п ш - </u>	(711)	C 10 +X C		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
	は「区ごと」に公会	費負担者番 !	号がありま						1											
				—	傷 年	月日	初	<u> </u>	月日	施徘	f開始年.	月日	施術終	了年月	日 多	美日数				
(1)				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		•		•	•	+ .	•			治	廊•屮	止•鵯	Z
(2)				<u> </u>	•	•		•	•			•	•	•			治	癒•中	止•鶇	Z
(3)					•	•	ı	•	•			•		•			治	癒•中	止•鶇	2
(4)				·									•				治	癒•中	止•鶇	2
(5)												•					治	癒•中	止• 轅	7
経	過															請求	李	· f規 ·	 約米	
施施		3 4 5	6 7	8 9	10	11 1	19 19	14	15 16	17	18 10	20	21 22	23 24	25	区分 26 2			30	
初検	**I. □ 初	〕 検 時	円 再検料		-	 主療料	km			円	1		<u> </u>		円		1 20		30	•
	[(休日·深夜·時	1100 × 100 17	门 I	円		加算(夜間	引•難路•	暴風雨	j雪)		施術情				—— 	+				
虫	整復料・固定料・力	施療料 (1))	円 ((2)		円 (3)		円 (4)			円 (5)		円計	<u> </u>				•
	逓減 逓減開始												計	多部位	計		長期	計		٠
位 (1)	% 月 F 100 ——	摘要欄に登	受給者負拮	坦額及(び助成	 붗請求金	注額を訂	3載して	てくださ	ار. درا		H	円			円 —	,,,			
(2)	100 —	一部負担金	金の円の場	릚合		_	一部負持	田全5(00円(り提合		H			_					
\$ 	60 ——				_							Ħ		0.6						
(3)	100	受給者負 助成請求		OF 314			受給者 助成請			500F 814F	=									•
(4) ···	60													0.6						
利 L	100		į		İ						i I									
摘	要							\bigvee					合	計		4	4 3	8	0	
								٧					一部負担	旦金		1	. 3	1	4	
													請求金	盆額		3	0	6	6	
													*					Λ		
支払[支払[1:振]	込 1:普通	類金融機関	銀行			本店	フリカ・ナ							登録記	記号番	号		7 \	\	•
3:当5			金庫農協		本	支店・支所	名称 口座] -		<u> </u>	Г	 摘要欄を	.	·ť t	言へ	+=1-		<u> </u>	•
	4:別段 このとおり施術した	】 こことを証明し	」ます。				番号	 	<u>i</u> 上記	記請求に	基づく約	給	摘安欄を て請求し				みつに	記載し		
	成 年 月	月日						受	~ I	成	年	月	一部負担	金500)円の [‡]	場合				
亍	所在地〒							取代	自自		f(上記信	主月	1			T ' T			<u> </u>	
_	<i></i> /							理 人	1/2	と は は 世 よ			合	計		4	3 8	3 0		
	所名称 素託								- I I -	t帯主 -		Ţ, J	·	ا ہی			_ .	<u> </u>	, i	
	が所 名 称 電 話 道 ^{フリガナ} 夏師 氏 名					(EI)		が、の機	> 糸	·帝王 1合員 5給者 -	氏	名	一部負担				_	+	円円	

一部負担金ありの医療証の提示がある場合のQ&A

(横浜市・川崎市)

1 一部負担金について

- Q1 柔道整復師の施術、鍼灸・あんま・マッサージ師の施術の一部負担金額が小児医療の自己負担上限額(通院1回500円)に満たない場合、徴収する金額はどのようになりますか。
 - A1 各療養費は、1回の施術につき 500 円まで徴収します。 例えば、一部負担金が 480 円の場合、480 円を徴収してください。 また、一部負担金として徴収する金額は、10 円未満を四捨五入して徴収します が、療養費支給申請書には1円単位で記載してください。なお、小児医療の一部 負担金に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入してください。
- Q2 1日のうち同一の施術所に2回施術した場合、小児医療の一部負担金はどのようになりますか。(同日再診)
 - A2 小児医療の一部負担金は1回ごとに500円まで徴収しますので、2回分を徴収してください。

2 医療証の資格について

- Q1 横浜・川崎市の小児医療費助成事業では、所得制限を設けているが、具体的に はどういうことを意味するのですか。
 - A1 保護者の所得が一定の額以上のときは、小児医療費助成事業の対象とならず、 医療証も発行されません。

なお、所得制限の判定は、医療証を発行する際に行いますので、医療機関の窓口では、医療証の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

- Q2 医療証の有効期間はどのように設定されていますか。
 - A2 医療証の有効期間は、お子様によって異なりますので、必ず医療証の有効期間 の記載をご確認いただくようお願いします。